

出向者の取扱に関する協定書

株式会社 ○○○○(以下「甲」という) △△△△△ (以下「乙」という)とは、甲から乙へ出向する □□□□ (以下「丙」という)の取扱に関して、下記の通り協定書を作成し、甲・乙各一通を保管する。

記

第1条 (社 籍)

丙は、甲の社員である資格を保有したまま乙に出向し、乙の業務に従事する。

第2条 (出向期間)

丙の出向期間は次のとおりとする。ただし甲・乙協議のうえ期間を延長または短縮することができる。

平成22年1月1日 から 平成22年12月31日 まで

第3条 (出向中の所属・職務)

乙における丙の所属および職務は甲・乙協議のうえ別に定める。

第4条 (勤 務)

① 丙の就業時間、休日、休暇等の就業に関する事項、服務規律に関する事項および安全・衛生に関する事項については乙の規定により乙が管理する。但し、有給休暇の取扱い甲の規定による。

② 丙に欠勤が生じた場合、乙は 日までに甲に通知する。

第5条 (給与及び賞与)

丙の職務、職場の変更、出張は乙が命ずる。ただし、転勤等の重要な事項については乙は事前に甲に協議する。

第6条 (給与及び賞与)

① 丙に対する給与及び賞与は、甲が甲の規定により直接支給する。

② 乙は、月額を毎支給月の 日までに甲に申し入れるとともに、その明細を遅滞なく甲に通知する。

第7条 (通勤交通費)

丙の通勤交通費は乙の負担とする。

第8条 (福利厚生諸制度・施設の利用)

丙は、甲・乙双方の福利厚生諸制度・施設等を利用できるものとする。

第9条 (慶弔金・見舞金)

① 乙は丙に対し、乙の規定により慶弔金または見舞金を支給する。また、甲もその規定により、慶弔金または見舞金を支給することがある。

② 乙は丙に慶弔金または見舞金を支給すべき事態が生じたときは、遅滞なく甲に連絡する。

第10条 (旅 費)

丙が乙の業務を遂行するために出張を命ぜられたときは、乙は乙の規定により丙に直接旅費を支給する。

第11条 (社会保険)

- ① 丙に係る健康保険、厚生年金保険、雇用保険は原則として甲において適用する。
② 丙に係る労働者災害補償保険は、乙において適用し、甲の支払った賃金総額にもとづき、乙が保険料を納付する。

第12条 (災害補償)

- ① 丙に対する業務上および業務外の災害補償は乙の規定により、乙が行なう。ただし、甲の規定に該当する場合で、乙の規定にもとづく保償が甲の規定にもとづく保償に比し、補償額・内容において丙に不利になると認められる場合には、差の生じた部分につき甲の規定を適用する。
- ② 乙は丙に災害補償を行なう場合、事前に甲に通知する。

第13条 (協議事項)

この協定書に定めのない事項あるいは疑義が生じたときならびに丙の業務遂行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、その都度、甲・乙協議し、取扱いを決定する。

平成 年 月 日

甲 所在地 ○○県○○市○○町○○番地
会社名 株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○太郎 (印)

乙 所在地
会社名
代表取締役